

2014年11月13日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

通信産業労働組合
中央執行委員長 宇佐美 俊一

要 請 書

現在、臨時国会で審議されています労働者派遣法「改正」案は、低賃金不安定雇用の労働者派遣を継続して永久に使用することができるようになり、正社員を低賃金不安定雇用の派遣労働者に飛躍的に置き換える「生涯派遣・正社員ゼロ」社会をもたらす「改正」案であることは明らかであり到底許されるものではありません。

総務省統計局の2013年労働力調査によると、派遣労働者の総数は、全労働者5201万人(正社員3294万人、非正規社員1906万人)のうち116万人と報告されています。

派遣労働者116万人のうち、年収200万未満の派遣労働者が54.3%、年収300万円未満の派遣労働者が83.6%を占めています。

NTTでは、2002年の「構造改革」以降、リストラ「合理化」によって、正社員が減少する一方、低賃金不安定雇用の非正規雇用社員が毎年増大し、2013年度においては10万人を超えるまでに至っています。

さらに、60歳超え契約社員は、50歳から賃金3割カットで地域会社にやむなく転籍を強いられ、同じ職場、同じ業務に従事し、さらに60歳時点の月額賃金に対し、60歳超え契約社員の時間給はフルタイム885円、隔日勤務等875円(今年度の最賃改定により東京・神奈川では888円に水準調整)と言う月額換算で3分の1の低賃金で従事させられています。

2013年5月、国連は日本の最低賃金は先進諸国の中では最低水準だとして「日本の最低賃金は生存のために必要な最低金額を下回っている」と酷評しています。

そもそも、最低賃金を保障することは憲法25条の生存権を守り、労働基準法第1条の人たるに値する生活を保障し、最低賃金法の第1条(目的)に基づく労働者の生活の安定を実現するためにも不可欠であると法で定められており、国連の発表はこれらが達成されていないと指摘しています。

また、2013年4月1日から施行された「改正高年齢者雇用安定法」(以下「改正高年法」という)は、企業に65歳までの雇用を義務付け、公的年金の支給開始年齢までは、希望者全員に再雇用を義務化するという法の趣旨を踏まえた上で、一定の経過措置が設けられ、年金支給が65歳に移行し終わる2025年4月以降は希望者については全員の継続雇用が完全義務化される法律が開始されました。

しかし、NTTは50歳時点で地域会社に転籍をしなかった社員に対し「改正高年法」施行前の3月下旬に、就業規則の一部変更で「なお、雇用形態選択により、会社のグループ会社での雇用を希望せず、定年退職まで会社で勤務することとなっている者については、定年退職後、当該グループ会社等において雇用されない。」とする記述を追加してきました。これは明らかに、「改正高年法」が求める法の趣旨に反する脱法行為といわざるを得ません。

NTTが今後も「改正高年法」を潜脱し、継続雇用を希望する社員を拒み続ければ、10年後に60歳定年を迎える社員は65歳の公的年金支給開始まで、最長5年間に渡って「無年金・無収入」となり、まさに、憲法で保障されている、生存権・勤労権・幸福追求権が脅かされることとなります。

よって、下記項目について質問及び要請を致しますので、貴省のご意見及び見解をお聞かせ願いたいと思います。

記

1. 「生涯派遣・正社員ゼロ」社会をもたらす労働者派遣法「改正」案に強く反対し「登録型派遣・製造業務派遣の全面禁止、労働者派遣の臨時的・一時的業務への限定、業務単位での派遣期間制限の厳格化、違法派遣の場合の正社員と同一の労働条件での労働契約申込みみなし制度、派遣労働者と派遣先の正社員との均等待遇」等の労働者派遣法への抜本改正を求めます。
2. NTTグループ4社の既選択（本人同意なく60歳「満了」とみなされた）社員に対して、60歳超継続雇用制度から対象外とした「就業規則の一部改正」は、「改正高年法」の趣旨に違反していると考えますが貴省の見解をお聞きしたい。
3. 現在、高年齢雇用継続基本給付金は60歳時点の賃金から61%以下に低下したケースを制度に組み込み、法的に4割までの低下は予定されていますが、職務が全く同一である60歳超え契約社員の賃金が50%以下と言った大幅な減額は、均等待遇、同一労働同一賃金の原則からみて公序良俗に違反すると考えますが貴省の見解をお聞きしたい。
4. NTTが今後も「改正高年法」を潜脱し、継続雇用を希望する社員を拒み続ければ、10年後に60歳定年を迎える社員は65歳の公的年金支給開始まで、最長5年間に渡って「無年金・無収入」となます。こうした状況を放置すれば、憲法で保障されている、生存権・勤労権・幸福追求権が脅かされることとなりますが、貴省としての見解をお聞きしたい。
5. NTTグループ各社では、パワーハラスメントによる、「強制退職」や「嫌がらせ」による「退職強要」が主に非正規社員を対象に横行しています。実態を把握し是正・指導をお願いします。
6. 厚生労働省に9月30日付けで長時間労働削減推進本部が設置されたことは歓迎するところですが、現在、NTTグループ会社の職場において、長時間労働が恒常化し、それが原因で非正規社員が離職したり、健康を害するケースが散見されています。実態を把握し是正・指導をお願いします。

以 上